

議事日程(第3号)

平成30年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 日程第2 議案第2号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結
- 日程第3 議案第3号 桂川町債権管理条例の制定
- 日程第4 議案第4号 ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第10号 平成30年度桂川町一般会計予算
- 日程第10 議案第11号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成30年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成30年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第15 発議第1号 専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定
- 日程第16 発議第2号 西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求める決議(案)
- 日程第17 意見書案第1号 家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)
- 日程第18 請願第1号 家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書採択のための請願

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 日程第2 議案第2号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結

- 日程第3 議案第3号 桂川町債権管理条例の制定
- 日程第4 議案第4号 ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第10号 平成30年度桂川町一般会計予算
- 日程第10 議案第11号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成30年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成30年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第15 発議第1号 専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定
- 日程第16 発議第2号 西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求める決議(案)
- 日程第17 意見書案第1号 家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)
- 日程第18 請願第1号 家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書採択のための請願

---

出席議員(10名)

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 原中 政廣君 | 2番 林 英明君   |
| 3番 杉村 明彦君 | 4番 大塚 和佳君  |
| 5番 吉川紀代子君 | 6番 北原 裕丈君  |
| 7番 下川 康弘君 | 8番 竹本 慶吉君  |
| 9番 藤川 正恭君 | 10番 青柳 久善君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

|          |        |            |        |
|----------|--------|------------|--------|
| 町長       | 井上 利一君 | 副町長        | 森山 一平君 |
| 教育長      | 瓜生 郁義君 | 総務課長       | 弓削 孝徳君 |
| 企画財政課長   | 山邊 久長君 | 建設事業課長     | 原中 康君  |
| 建設事業課長補佐 | 小金丸卓哉君 | 住民課長兼会計管理者 | 坂井 習司君 |
| 税務課長     | 平井登志子君 | 保険環境課長     | 横山 由枝君 |
| 健康福祉課長   | 江藤 栄次君 | 産業振興課長     | 山本 博君  |
| 子育て支援課長  | 秦 俊一君  | 水道課長       | 古野 博文君 |
| 学校教育課長   | 北原 義識君 | 社会教育課長     | 尾園 晃君  |
| 社会教育課長補佐 | 原田 紀昭君 |            |        |

---

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

訂正がありますので、私のほうより御報告をします。

3月12日、本会議の一般会計補正予算第4号の質疑応答に、吉川議員、原中建設事業課長が商工会を商工会議所と発言がありましたので、商工会に訂正をさせていただきます。

追加議案がお手元に配付していますように、発議第1号、第2号、意見書案第1号及び請願第1号が提案されました。

お諮りします。発議第1号、第2号、意見書案第1号及び請願第1号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、第2号、意見書案第1号及び請願第1号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の発議第1号、第2号、意見書案第1号及び請願第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、第2号、意見書案第1号及び請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、発議第1号、第2号、意見書案第1号及び請願第1号は、日程第14の次に上程いたし

ます。

---

### 日程第1 議案第1号

○議長（原中 政廣君） 会期中の審査事件として各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、平成30年3月31日をもって、豊前広域環境施設組合が解散することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合の規約を変更する必要性が生じたため、構成市町村等の議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、別表第1、築上郡の項中及び別表第2、第5区中において、豊前広域環境施設組合を削る規約の変更であります。また、構成団体数は、規約変更前の83団体から82団体になるものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結を議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第2号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、桂川町と飯塚市との間における定住自立圏形成協定を締結するに当たって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により、議会の議決を求められたものです。

本協定の設立後は、嘉麻市を含めた2市1町で嘉飯圏域定住自立圏を形成し、取り組みの具体的な内容を示す共生ビジョンを策定し、国の特別交付税等を活用して、制度の目的である、圏域全体での住民の定住化や地域の活性化を目指す取り組みを継続的、かつ安定的に推進していくものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第2号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定について、反対の立場から討論に参加します。

この定住自立圏の形成という耳慣れない制度は、約8年前、全国では三大都市圏、つまり首都圏、中京圏、関西圏に人口が集中しているという事態の解消を目的に、国が制度設計したものであります。

今回、本町が飯塚市と協定する定住自立圏を形づくるという計画は、嘉飯圏域から首都圏、中京圏、関西圏への人口集中を防ぐという国の意図する構想からは外れております。今回、本町が飯塚市と協定する定住自立圏構想は、提出された資料から、福岡市圏域、北九州市圏域への人口流出を防ぎたいとの構想にとどまっているように思えます。このことは、何を意味するのかと申しますと、国の制度が目指すものと地方政治が目指す世界が違うということに、ほかなりません。

今回の飯塚市との協定の最大の問題点は、協定上対等、平等であると言いますが、決して、そうはならないというのが、この制度であります。飯塚・桂川定住自立圏形成に基づく共生ビジョ

ンは、飯塚市が中心になって、飯塚市の予算でつくられ、審議することができます。本町の議案議決の対象ではなく、本議会の権限は及びません。この案件、憲法8章にうたわれる地方自治をないがしろにし、空洞化させるものであります。

次に、財政問題であります。今回の協定により、本町には1,500万円が交付されることになるわけですが、そもそも交付税は、地方交付税法によって交付されるものです。国は、普通交付税を一方的に削減しながら、今回のような地方自治を脅かすことをしてでも、国に従う市町村には、特別に交付税を交付するという、これは本末転倒であるということを指摘し、この議案に反対の意思表示をいたします。

○議長（原中 政廣君） 原案に賛成者の発言を許します。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 私は、この提案に賛成の立場から討論いたします。

今、るる吉川議員述べられましたけれども、今、桂川町の立場、合併をうちはしていませんので、こういった意味で、飯塚市と共同する、また嘉麻市をですね、飯塚と嘉麻市、それと今度、最終的には飯塚・嘉麻・桂川で、皆さんで一つのことをやり遂げていこうというやり方だからですね、私は絶対大事なことだなというふうに思います。

今、ここで議案が通って、この後、共生ビジョンということで、いろんなことが今から決まっていくわけですから、私たちの意見が通らないということは、まず考えにくいと思いますので、私は賛成いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。林君。

○議員（2番 林 英明君） 賛成討論いたします。

この定住自立圏の形成は、桂川町、飯塚市、嘉麻市が、この中において飯塚市が中心市になり、それぞれ連携協定を締結し、医療、福祉、教育、産業振興など、それぞれの特性を生かしながら、事業の公立化や住民の利便性の向上を図ろうとするものです。

また、西鉄バスが減便されるかもしれない中で、地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築も定住自立圏構想の協定書の中に入っています。それに、中心市には、国から最大8,500万円、桂川町には最大1,500万円の交付金が出ます。これを生かさない手はありません。賛成いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第2号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第2号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結については、可決することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号桂川町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第3号桂川町債権管理条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の制定は、町の債権の管理について、さらなる適正化を図るため、その管理に係る事務の整理について、必要な事項を定めたものであります。

条例制定の主な内容は、情報の相互利用、督促、債権の放棄などについて、管理の重要な部分を整備した規定となっており、平成30年4月1日から施行するものであります。

町の債権の管理に関する事務手続について、今まで統一的に規定されたものがなかったため、今回の条例を制定することで、組織として横断的に債権管理の一層の適正化を図るものです。

今後も、未収金の発生防止及び縮減に努めて、財政の健全化を図っていただくことを要望し、当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第3号桂川町債権管理条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

この議案は、徴収強化への道を開くのではないかという疑念を払拭できません。よって、私は、この議案に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第3号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第3号桂川町債権管理条例の制定については、可決することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第4号ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、桂川町都市公園やすらぎの森湯の浦公園内に、ゆのうら体験の杜を新設することに伴い、地方自治法の規定に基づき、施設の設置及び、その管理に関する事項を条例で定める必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本条例は、ゆのうら体験の杜の設置目的や管理運営、利用等についての内容が定められております。

今後は、本施設を有効に活用され、町の定住促進や活性化等に寄与していただくことを要望いたしまして、当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であることを報告いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第4号ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

この施設を建設することで、住民の暮らしが楽になるというのではなく、むしろ今後、維持費等を考えると、桂川町にとって、大きな負担になるのではと危惧されます。よって、私は、反対いたします。

○議長（原中 政廣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

今言われるように、経費的なものは、また負担になる可能性というのは考えられるというように思います。ただ、今回の一般質問、たくさん出ましたけども、その中で体験の杜に期待されることとはという中で、教育長のほうから、桂川の子供たちにとって、体験学習というのはすごく大事だと。で、全国の集団合宿、宿泊活動のアンケート調査の中でも、子供たちが共通目標に向



かつての行動ができた。仲間意識が上がった。自分に自信が持てた等々、90%以上のよい回答が出たという報告も受けております。桂川町は今、子供が何かをやろうということに反対する方、不安もあると思うんですけども、今回のゆのうら体験の杜を通じて、子供たちが住んでよかつたとか、また桂川の子供たちが生きる力をつくっていくとか、そういった意味で、これは物すごく大事ななと思います。

それともう一つ。きょう、農業関係の方にとっても、桂川、農業、減反している田んぼもたくさんありますので、桂川でもものをつくることに対する喜びとか、桂川に住んでもものをつくりたいとかいう、そういった方たちがふえることを私は期待して、賛成といたし、賛成討論とします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。林君。

○議員（2番 林 英明君） 賛成討論をいたします。

この条例の第3条に、設置の目的が記されています。第3条、ゆのうら体験の杜は、町民が自然体験、農業体験及び野外活動等を通して、豊かな心を醸成することができる場を提供するとともに、国産品開発や農業振興による町内産業の成長支援に資する事業への活用を目的として設置すると、このようにあります。桂川町の宝である子供たちが、心豊かに成長するために、また、町内の産業が、さらに成長するためには、このゆのうら体験の杜はぜひ必要です。賛成いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第4号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第4号ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定については、可決することに決定しました。

---

## 日程第5. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第5号桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、都市公園法及び関係法令等の一部改正に伴い、桂川町都市公園条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、本条例の第3条の次に、運動施設に関する基準を定める条文として、第3条の2都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする。を加えるものです。この改正により、都市公園内に建てる運動施設の都市公園の敷地面積に対する割合を制限するものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第6号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の一部改正は、平成30年度より、国民健康保険制度が県域となり、県が市町村国保の財政運営の責任主体になることに伴う条例改正であります。

主な改正内容は、国民健康保険特別会計において、従来の医療費等を賄うための保険税から、県から各市町村に通知される納付金の納付に要する費用を賄うための保険税と課税額の定義が改正されるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第7号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、国との国民健康保険事業共同運営を平成30年4月1日から実施するために必要な条例の一部改正であります。この改正により、事務の名称や葬祭費の金額を県内統一額に変更するものであります。

当委員会は、審査の結果、賛成多数であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第7号桂川町国民健康

保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

この議案は、国保の広域化に伴い文言を書きかえる必要性から出されたものであります。その中に、葬祭費として、今まで4万円を支給してきたが、平成30年4月1日からは3万円に引き下げる。要するに、1万円減らすということが明記されております。

引き下げの理由として、1つ、福岡県内自治体の葬祭費は3万円の自治体が多いこと。2つ、後期高齢者医療の葬祭費が3万円である。だから3万円に合わせるという説明でありました。住民にとって不利益になるほうに合わせる、こういう考え方はおかしいと私は思います。よって、私は、この案件に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、議案第7号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第7号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

---

## 日程第8 議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第8号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月29日に公布されました。これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されるため、本条例の一部改正を行うものであります。この改正により、国民健康保険の被保険者である住所地特例の適用者が、後期高齢者医療制度に加入した場合における住所地特例の引き継ぎについての規定を加えるものであります。

当委員会は、審査の結果、全員賛成であります。

委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号平成30年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第10号平成30年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入では、町税において、前年度実績等を考慮し、4%の増となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税等につきましては、地方財政計画等を勘案した計上がなされております。

次に、繰入金では、財政調整基金など、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入が行われております。また、国庫補助金等、他の歳入につきましては、前年度実績等を考慮して計上されております。

一方、歳出予算につきましては、2款総務費において、議会ペーパーレス化やゆのうら体験の杜に係る関係経費などが計上されております。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料などが計上されております。

次に、6款農林水産業費では、農林業の振興に係る関係経費、7款商工費では、商工業の振興に関する経費、8款土木費では、桂川駅周辺の整備事業費や町営二反田団地の建設工事費、都市計画道路、シカヤ飯塚牟田線の計画の変更に係る経費等が計上されております。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団組織に係る経費が計上されております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきまして、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 藤川委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第10号平成30年度桂川町一般会計予算について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入におきましては、保育所及び学童保育所の保育料の学童保育施設改修に係る国及び県の支出の計上がなされております。そのほか、総合福祉センターや総合体育館などの各種使用料につきましては、前年度実績等を勘案し、計上されております。

一方、歳出予算の主なものは、3款民生費におきまして、学童保育所の施設改修や運営に関する経費など、子育て環境の改善、充実を図る経費の計上がなされております。

次に、4款衛生費におきましては、各種健診や予防接種など健康増進に係る経費や、ごみ処理などの生活環境を保持するための関係経費が計上されています。

次に、10款教育費では、桂川学力アップ推進事業や少人数学級の実施に係る関係経費が計上されています。このほか、教育環境の充実を図る経費が各種計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に賛成多数であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

私は、この議案第10号平成30年度桂川町一般会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。

この議案には、不十分ではありますが、子ども医療費や住宅改修費が計上されているというところは評価できますが、同和対策費として、約2,500万円が計上されています。よって、私は、この議案には反対いたします。

○議長（原中 政廣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第10号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第10号平成30年度桂川町一般会計予算については、可決することに決定しました。

---

### 日程第10. 議案第11号

○議長（原中 政廣君） 議案第11号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第11号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ227万3,000円であります。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込み計上等であります。

また、歳出では、一般管理費で、需用費や弁護士委託料、訴訟になった場合の予納金などの計上等であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

### 日程第 1 1 . 議案第 1 2 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 1 2 号平成 3 0 年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第 1 2 号平成 3 0 年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

平成 3 0 年度の当会計の予算計上においては、個別事案に係る土地購入費等の事業予算は計上されておられません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号平成 3 0 年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 2 . 議案第 1 3 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 1 3 号平成 3 0 年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第 1 3 号平成 3 0 年度桂川町国民健康保険特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本会計の歳入歳出予算総額は 1 8 億 2 , 3 8 4 万 3 , 0 0 0 円で、加入世帯約 2 , 0 9 0 世帯、被保険者約 3 , 3 8 0 名に関する予算であります。平成 3 0 年度から国保制度改革に伴い、共同



事業拠出金の廃止や廃款廃項廃目など、予算の編成上、大幅な変更がありました。予算の規模としては、対前年度比マイナス21.7%、約5億円の減額となっています。

歳入では、被保険者数の減少により、国民健康保険税が減少しています。国保支出金や前期高齢者交付金等は、前回の制度改革により県から交付されるようになったため、県支出金が対前年度比で約12億円の増額となっています。また、諸収入のうち、共同事業交付金は廃止となり、皆減額となっています。

歳出では、保険給付費が約14億円で、国民健康保険特別会計の歳出予算の約78%を占め、この保険給付費の財源に関しては、市町村財政の安定化のため、約13億円が県から交付されるものとなっています。

また、今回の制度改革で、県が財政運営の責任主体となることから、新たに国民健康保険事業納付金として約3億5,000万円を県に納付します。

なお、今回の制度改革後も桂川町国民健康保険の特別会計は継続されることから、今後も、より一層の医療費の適正化を推進し、国民健康保険の財政運営の安定化に努めさせていただきますよう切に要望いたします。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第13号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。

この予算書は、従来の高い保険税で予算が組まれております。社会的に弱い立場の方は、この高い国保税の支払いに苦慮しております。よって、私は、この議案に反対いたします。

○議長（原中 政廣君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第13号を採決します。起立により採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第13号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

---

**日程第13. 議案第14号**

○議長（原中 政廣君） 議案第14号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第14号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本会計の歳入歳出予算総額は、被保険者約2,050名に関する予算、対前年度比、約3.02%の増額の1億9,400万4,000円であります。

歳入の主な物は、後期高齢者医療保険料1億2,043万7,000円、広域連合等に関する事務費及び保険基盤安定繰入金7,042万円であります。

歳出の主なものは、本町の総務管理費及び徴収費754万3,000円及び広域連合への保険料の納付金1億8,496万1,000円であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は11時8分より再開いたします。暫時休憩。

午前10時58分休憩

-----  
午前11時06分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

---

#### 日程第14. 議案第15号

○議長（原中 政廣君） 議案第15号平成30年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第15号平成30年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

第2条で、平成30年度の業務予定量は、給水戸数5,948戸、年間有収水量131万5,163 $m^3$ 、1日の平均有収水量3,603 $m^3$ を予定しています。

当初予算の第3条で定めた収益的収入及び支出においては、水道料金などの収入総額2億2,266万7,000円を予定しています。また、支出総額としては、2億1,416万4,000円を予定しており、差し引きの事業収益は850万3,000円の純利益を見込んでいます。

支出の主なものは、人件費、労力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費、業務委託料等に関する経費となっております。

次に、第4条におきましては、資本的収入及び支出の予算を計上いたしております。

収入については、今年度予定はなく、支出の総額を2,340万3,000円と予定いたしております。

主な支出は、機械装置購入費並びに企業債償還金などが主なものであります。

収入が支出に対して不足している額2,340万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,292万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額47万8,000円で補填するものです。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であ

ります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号平成30年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 発議第1号

○議長（原中 政廣君） 発議第1号専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。林英明君。

○議員（2番 林 英明君） 発議第1号について、内容の説明をいたします。

1ページをお開きください。本議案は、専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定について、上記議案を別紙のとおり桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

平成30年3月22日、提出者、桂川町議会議員、林英明。賛成者、桂川町議会、竹本慶吉議員、同じく藤川正恭議員です。

2ページをお開きください。

このたび提案しますのは、議会の権限に属する事項の一部を町長の専決処分により処理できるよう定めております専決処分の委任指定について、その内容の一部を改正するものです。

改正の主な概要は、桂川町債権管理条例に関連して債権の適正な管理を図るために、新たに町長の専決処分により処理できる事項を追加するものです。

議会においても、昨年11月以降、2回の全員協議会を開催するなど、研究を重ねてきたところであり、町の貴重な財産である債権を適正に管理することは、その重要性を認めるところであります。

一方で、回収で必要となってくる訴訟手続については、議会の個別の議決が必要であり、実務上、必要なタイミングでの債権回収に係る手続をおくらせるなど、適正な管理に支障をもたらすおそれがあります。

そこで今回、慎重に検討した結果、可能な手段として専決委任指定の改正案を提案する次第です。

なお、このような専決委任指定は、あくまで議会と執行部の信頼関係を前提に、業務の性質に鑑み規定するものであります。執行部におかれましては、このような提案の趣旨をしっかりと受けとめていただき、今後の業務執行に当たっていただきますよう希望します。

それでは、追加項目の内容について説明いたします。

第3項は、法律上、町の義務に属する1件50万円以下の損害賠償（見舞金を含む）の額を定めること及びこれに伴う和解に関する事。これは今回の委任指定を整備していく中で、この事項をあわせて整理する必要があると判断し、追加するものです。

第4項は、町営住宅の管理上、必要な訴えの提起、和解及び調停に関する事。

第5項は、町が貸付を行った資金の返還請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関する事。

第6項は、前2項に掲げるものを除くほか、訴訟物また目的物の価格が1件100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関する事とあります。

以上、説明を終わります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。林英明君の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。本議会に議員提案で専決処分<sup>の</sup>委任指定についての一部を改正する指定の制定についての議案が提出されています。追加の4項目は、いずれも緊急を要することが多く、町長の専決処分が必要な場合があります。3項に関しては評価できますが、4項に関しては慎重が上にも慎重を期し、実態調査を必ずしてください。

専決処分は、議会の承認が後になるということから、極力少なくし、重要な案件については臨時議会を開催し、議会に諮ることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16. 発議第2号

○議長（原中 政廣君） 発議第2号西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求める決議（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。竹本慶吉君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求める決議（案）について、上

記の議案を別紙のとおり桂川町議会会議規則（昭和62年桂川町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月22日、提出者、桂川町議会議員、林英明、同じく桂川町議会議員、青柳久善、同じく桂川町議会議員、藤川正恭、同じく桂川町議会議員、竹本慶吉、同じく桂川町議会議員、下川康弘、同じく桂川町議会議員、北原裕丈、同じく桂川町議会議員、吉川紀代子、同じく桂川町議会議員、大塚和佳、同じく桂川町議会議員、杉村明彦。

理由については、別紙朗読して、提案とかえさせていただきます。

西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求める決議（案）。

西鉄バス筑豊（株）は、昨年6月30日に経営赤字やバスの運転手不足等を理由として、碓井・大分坑線を本年、平成30年9月30日をもって廃止する計画を福岡県バス対策協議会に申し入れた。

本路線は、桂川町住民にとって生活路線バスであり、高齢者、通勤、通学者等の重要な交通手段となっている。

したがって、廃止計画の公表以来、住民から不安と心配の声が上がっていることは当然である。今回の廃止計画が実施された場合、住民生活の交通環境が不便になることと、ともに本町のまちづくりに影響をもたらすことは明らかである。

よって、本議会は西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求めることを表明し、ここに決議する。平成30年3月22日、桂川町議会。

以上であります。どうぞ慎重審議の上、御採決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。竹本慶吉君の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号西鉄バス碓井・大分坑線の存続を求める決議（案）については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17. 意見書案第1号

○議長（原中 政廣君） 意見書案第1号家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。竹本慶吉君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）について、上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成30年3月22日、提出者、桂川町議会議員、竹本慶吉、賛成者、同じく桂川町議会議員、北原裕丈議員、桂川町議会議員、吉川紀代子議員。

別紙意見書を朗読いたしまして、提案とかえさせていただきます。

家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）。

障がいがあるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障がい児者は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障がい児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障がい児者の自立をますます困難なものにしている。

2014年1月、我が国政府は、国連・障害者権利条約の締約国に加わった。条約には、第19条（a）「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障がい児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で、緊急度の高い待機者が、長期のショートステイ、いわゆるロングショートを余儀なくされている問題などは、早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するため、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、地域か施設か、グループホームか施設かの選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう下記の事項を強く要望する。

記。

1、障がい児者が暮らしの場を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。

2、入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。

3、前2項を実現するために、障がい者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。2018年3月22日、福岡県桂川町議会。提出先、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、伊達忠一殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿、内閣官房長官、菅義偉殿。

以上であります。慎重審議の上、御採択賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより、質疑を行います。

竹本慶吉君の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案を採択し、意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官あてに提出いたします。

---

### 日程第18. 請願第1号

○議長（原中 政廣君） また、同一内容の請願も提出されていますが、ただいま意見書案第1号は可決されましたので、日程第18の請願第1号については、採択されたものとみなします。

---

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成30年第1回桂川町議会定例会を閉会します。

本日はお疲れさまでした。



午前11時29分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名議員

平成 年 月 日

署名議員